

第 1 1 回入善町農業委員会議事録

令和 6 年 6 月 6 日午後 1 時30分から第11回入善町農業委員会が 3 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1 番 五十里 章	2 番 廣 清 奈緒美	3 番 寺 田 晴 美	5 番 森 下 吉 光
6 番 上 田 幸 嗣	8 番 竹 田 隆 浩	9 番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅
11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦
15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春

欠席委員 2名

4 番 森 下 さゆり 7 番 西 川 信 一

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	係	長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主	任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主	事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第39号 入善町農業委員会委員の辞職について
日程第 4	議案第40号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。新庁舎になってから初めての総会ということになります。

田植えのほうも終わりました、青々とした入善町の田園風景になっております。

今日は本当に大事な議案がありますので、慎重審議いただきまして、今日の総会を始めていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第 1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日 1 日限りとし、日程は第 1 より第 5 の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日 1 日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第39号、入善町農業委員会委員の辞職についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第39号「入善町農業委員会委員の辞職について」次のとおり、入善町農業委員会委員の辞職について、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、その同意を求めます。

対象となりますのは、議席番号7番、氏名 西川 信一 委員であります。

西川委員からは農業委員会宛に令和6年5月24日付けで農業委員会委員の職を辞職したい旨の辞職届の提出があり、事務局でお預かりしています。

JAみな穂さんの総代会が5月25日に行われましたが、JAみな穂の専務理事でありました西川委員は役員交代となりました。入善町農業委員会委員についても、JAみな穂の推薦であったため、今回辞められたいとの西川委員ご自身の意思であります。

「農業委員会等に関する法律第13条第1項」の規定により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されていることから、本日ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。今、事務局より説明のあった通り、西川委員は、JAみな穂からの推薦により委員になられた方です。JAみな穂の総代会が5月25日に行われましたが、JAみな穂の専務理事でありました西川委員は役員交代となるため、入善町農業委員会委員についても、今回辞められたいとの西川委員ご自身の意思とのことであります。

また、委員の補充については、「入善町農業委員会の委員の選任等に関する規則」第16条第1項では、「農業委員の欠員数が、定数の3分の1を超えるに至ったときは、速やかに農業委員を補充しなければならない。」また第2項では「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない農業委員が欠けた時は遅滞なく、同等の委員を任命するものとする。」と規定されておりますが、いずれにも該当しません。

また今回、西川委員の担当されていた青木地区には、外に3名の委員がおられ、担当地区としての欠員にはあたらないことから、補充まではしないということで問題ないと思っております。

それではこの議案に対して皆さんからのご意見をいただきたいと思いますが、どちらの委員からでもよろしくお願いいたします。

小林委員

西川さんの前任の酒井さんのときも同じ理由でかなり長い期間の欠員だったのですが、法律上、規則上は問題ないということなんです、やはり地元の農業者団体である農協さんから1人代表として出てい

ただくというのは非常に大きな力になりますし、いろいろな情報交換の場で中心的な情報を持っておられる組織でありますから、何かぜひお願いできないかなという個人的な思いはあります。

ただ、規則や法律上はまったく問題ないということなんですが、このあたり何とか工夫できないのかなというところで、何か会長の意見を聞かせていただければありがたいです。

議長（米山 義隆）

そのあたりの話はしていたんですけれども、任期途中ということもありますし、法律等で状況によっては補充しているということではありますが、これは町長の専権でもありますから、今のところ募集はないということで結論を出しております。ただ各委員から、もし小林職務代理が言われるように、JAみな穂からってということになると一応話はしますが、おそらく補充には至らないかなというふうには思っております。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。

事務局

補充するとした場合のスケジュールになりますが、通常の選任方法と同様、町長が推薦、募集、議会の同意を得て、委員の任命になります。農協に推薦をお願いするのではなく、通常の募集と同じ流れになります。

スケジュール的には6月、7月に推薦公募を行って、7月中旬から8月下旬にかけて候補者評価委員会で応募者の評価、町長に答申、その後で候補者の決定、議会への同意案の提出が必要になります。議会に審議をかけて候補者について同意をいただいてから新農業委員が任命されるので、一番直近であっても10月になります。議会に答申するときには、特に必要性があるという理由が必要になってきます。

議長（米山 義隆）

こういうことになっております。確かに西川さん、この前委員になって1年も経っていないのですが、非常に残念なところではありますが、ご理解いただければというふうに思います。何かご意見ございませんか。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑等ないものと認めます。本案件の採決を行いたいと思います。
入善町農業委員会委員の辞職について、原案通り同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り同意することに決定いたします。

次に、議案第40号農用地利用集積計画の決定について及び議案第41号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第40号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請もありますので、次の議案第41号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。なお、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は4件、8筆、12,707㎡。

再設定は1件、2筆、2,097㎡。

合わせて5件、10筆、14,804㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

続きまして、議案書の次のページをご覧ください。

今回は、所有権移転における促進計画もございますので、合わせて説明させていただきます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第41号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

今回は2件の申し出があり、議案の1番の案件は、〇〇さんから県農林水産公社に、2番の案件は県農林水産公社から柵山地区の(有)〇〇〇に売り渡されるものです。

また、1番の案件は所有者の〇〇さんから県農林水産公社に所有権移転された後、飯野地区の(株)〇〇〇さんに売り渡される予定のもので、2番の案件は、所有者の〇〇さんから県農林水産公社へ所有権移転されたものであり、2月の総会にて皆様にご審議いただいたものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。どなたからでも発言をお願いいたします。

田中委員

議案40号の下から2番目の〇〇さんのところで、43町分になっていますが、〇〇さんは現在、舟見に住んでいますが、この43町は朝日町の面積だと思いますが、その辺どう整理すればよいのか。

事務局

お答えします。〇〇さんですが、今現在おっしゃっていただいたとおり、舟見にお住まいですけれども、朝日町の認定農業者である〇〇さんのところの方とご結婚されまして、その方と一緒に農業経営されています。元々の朝日町の認定農家さんの〇〇さんの経営面積も入っていますので、基本は朝日町の面積がこの中に入っているということになります。

田中委員

ということは農業者として〇〇家には権利のある人が二人いるということですか。

事務局

そういうことになります。

議長（米山 義隆）

〇〇さんは法人ではなく個人の認定農業者ですか。

事務局

個人の認定農業者です。

今江453は〇〇さんという大学教授の方が、手植え作業で大学生と一緒にやっていた農地でした。もともと権利設定はされていない状態でしたが、〇〇さんから△△さんに引き継がれることになりましたので、今回利用権設定することになりました。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第40号農用地利用集積計画の決定について、及び議案第41号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

はい全員挙手により本案は原案通り決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和6年7月9日火曜日午後1時30分より行います。場所については、改めて事務局の方より、案内が出るとしますので日時場所をご確認いただきたいと思います。それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（配布物について事務局より説明）

議長（米山 義隆）

（令和6年5月29日に開催された全国農業委員会長大会における「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」について会長より説明）

議長（米山 義隆）

（農業委員の視察研修の案について会長より説明）

事務局

（農業委員会活動記録簿の簡易版の様式案について事務局より説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第11回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和6年7月9日火曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時20分）